

広島県知事指定特別講習 2025年度



CPD:3単位

被災建築物

応急危険度判定士講習会

主催：広島県 （公社）広島県建築士会

共催：（一財）日本建築防災協会 （公社）日本建築士会連合会

この講習会は、告示に基づき広島県知事が指定する講習会です。応急危険度判定士とは、被災建築物による二次災害を防止するために危険度判定作業を行うことができる資格者です。建築士としての社会的使命から、判定作業に自発的に参加される意志のある方の受講をお勧めします。

新たに応急危険度判定士に登録される方のための講習会です。**資格更新のための講習会ではありません。**ご注意ください。

*更新手続きについては、広島県土木建築局建築課（082-513-4159）までお問い合わせください。

日 時:2025年10月31日(金) 12:30～16:10 (受付12時～)

会 場:広島県情報プラザ 地下2F「多目的ホール」

(〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47)

定 員:100名(定員になり次第締切)

受講料:4,400円(テキスト代含む、税込)



【申込方法】

- ① 下記WEBより必要事項をご入力ください。(受講料振込み予定日の記入もお願いします)
お申込み後に自動返信メールが届きます。

<https://ws.formzu.net/fgen/S59328433/>



- ② 受講料4,400円を裏面記載の講習料振込先にご入金ください。

※WEBでのお申込みが難しい方は下記問合せ先にご連絡ください。

※インボイス対応の領収書は、当日お渡しします。

※本講習受講後、広島県への認定申請手続きが必要となります。

認定申請手続き方法、講習会当日にご持参いただくものを裏面に記載しています。

裏面を必ずご確認ください、お申込み・ご参加ください。

申込・問合せ先
(公社) 広島県建築士会

〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47広島県情報プラザ5F
TEL:082-244-6830(代) FAX:082-244-3840
E-MAIL:info@k-hiroshima.or.jp

被災建築物応急危険度判定士講習会

【講習料振込先】 登録番号 T2240005000779

広島銀行 大手町支店 普通 3277763
(口座名) 公益社団法人広島県建築士会

*振込手数料はご負担願います。

*納入された受講料の払い戻しは致しません。

ただし、定員に達した後に入金された場合の受講料はお返しします。

【認定申請手続き方法】

判定士の資格を得るには本講習を受講後、広島県への認定申請手続きが必要となります。

【申込】 表面のWEB申込時に、紙申請か電子申請を選択

【受講】 10月31日の本講習会を受講する
受講票は発行しません。直接会場へお越しください。

【認定申請】 申込時に選択したどちらかの方法で申請

【申請方法で「紙申請」を選択された方】

講習会【当日】に申請を行う方法です。

講習会当日に下記の準備物をご持参ください。

«10/31にご持参いただくもの»

①認定申請書

下記HPからダウンロードしてください。

・広島県土木建築局建築課HP



②建築士免許証のコピー

③広島県に在住または在勤していることを証する書類
(住民票・運転免許証(両面)・身分証明書等のコピー)

④カラー証明写真(縦3cm×横2.4cm) **2枚**

写真裏面に氏名記入、1枚は認定申請書に貼付、1枚は小封筒をご用意いただき、その中へ入れてお持ちください。

【申請方法で「電子申請」を選択された方】

講習会【後】に申請を行う方法です。

講習会受講後(10/31以降)に下記URLの申込ページから申込みをしてください。

○PCからはこちらから

【申込リンク先】

https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13222

○携帯(スマートフォン)からはこちらから

【QRコード(二次元バーコード)】



*「被災建築物応急危険度判定士」への認定申請(新規)は、次のすべてが満たされていることが条件です。

①建築士法に規定する一級・二級・木造建築士であること。②広島県に在住または在勤していること。

③広島県知事が指定する講習会(本講習会)を修了していること。